

## 今週の専門用語



07

ページ

### 税理士による社会保険労務士業務

税理士同様に「独占業務」を有する社会保険労務士（以下「社労士」）だが、税理士は、「税務代理、税務書類の作成、税務相談に付随する場合」には社労士業務を行うことができる（社労士法施行令二条二）。この「付随業務」は、日本税理士会連合会と全国社会保険労務士会連合会の合意により、「租税債務の確定に必要な事務の範囲内」に制限されるとともに、社会保険等に係る書類の「提出代行」や社会保険事務等の「事務代理」は付随業務ではないことが確認されている。

09

ページ

### 提出物件の留置き

平成23年12月改正における国税通則法の改正で設けられた規定。国税庁等の職員は、国税の調査について必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができるとされている（通法74条の7）。提出物件を留め置く場合、国税庁等の職員は、物件の名称または種類、数量、その物件の提出年月日、物件提出者の氏名・住所その他物件の留置きに関して必要な事項を記載した書面を作成して、物件提出者に交付しなければならない（通令30条の3①）。

14

ページ

### 倍率方式による評価

倍率方式により評価する地域（倍率地域）の土地等の評価については、その年度の固定資産税評価額に、当該評価額に基づき算定した評価倍率を乗じて相続税評価額を計算する。しかし、岩手、宮城、福島の25市町村については、東日本大震災による被害を受け、平成24年度の固定資産税が免除されるため、平成24年度の固定資産税評価額がなく評価倍率が算定できなくなっている。このため国税庁では、25市町村については評価方式を変更し、平成23年度の固定資産税評価額を用いている。

From  
編集室

◆マイナンバーについて本誌が以前に指摘した問題点が、ここに来てクローズアップされている（448号6ページ参照）。◆修正前の消費税率引上げ法案では、給付付き税額控除の導入には「番号法の本格稼働及び定着」が前提とされていたが、修正法案では、これが「所得の把握、資産の把握の問題等を含め様々な角度から総合的に検討」に変化している。◆ここでいう“問題”とは、マイナンバーでは預金や資産の把握ができないことを指す。◆複数税率を推す自民党の意向が反映された一文だが、複数税率の導入には、企業が反対するインボイスが前提となる。どちらにしても苦難の道となりそうだ。（Q）

週刊T&A master 第458号

2012年7月9日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp